ハイヤー・タクシー業におけるその他の起因物を起因物とする死傷災害発生事例(2017年)

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	17~ 18	訪問先で、雨戸を締めようと、雨戸を引っ張ったが、雨戸が堅く、動きが悪かったので、更に力を入れて引っ張ったら、勢いよく出てきて右手にぶつけてしまった。 そのあと痛み強くなり、指が腫れて動かなくなってしまい、骨折していることが判明した。	55	30 ~ 49
1	8~9	降車時に乗客がタクシーから車椅子に移る際、足が不自由のため補助した際、被災者の体勢が悪く、左肩から音がし、違和感が生じ、その直後に左腕が動かなくなった(左肩上腕二頭筋損傷の疑い)。		30 ~ 49
2	23~24	客を乗せタクシー運転業務に従事中、料金精算作業の際、乗客である第三者がブレーキの踏み方が悪いと言って暴言を吐いたり、唾を吐きかけたり、右手で運転手の顔面を殴り左顎等に傷を負わせた。	62	50 ~ 99
2	3~4	当該乗務員とお客様との間にトラブルがあった。 そのため当該乗務員と共にお客様のアパートに謝罪に行った。 その際、当該乗務員がお客様から腕を引っ張られた。	51	30 ~ 49
4	8~9	お客を乗車し、目的地の7Fまで行ったとき、タクシー運賃を持ってなかったので 部屋まで集金に行った際に暴行を受けた。	61	30 ~ 49
5	22 ~ 23	お客様をタクシーに乗せ自宅前で下した時、お客様が転んだため車から降りて介助しようとしたが、一緒に転んで腰と頭部を打った。	73	30 ~ 49
		鮮魚作業場にて、マグロを包丁で加工中、左手で包丁の先端を押さえていたが、包		100

7	20~21	丁を握っていた右手を動かした際に包丁が滑り、左手の平の中央部分を刺してし	49	
		まった。		299
7	7~8	整備工場内で、ショックアブソーバーのオーバーホール作業中、スプリングが顎に 当たり怪我をした。	55	100 ~ 299
7	7~8	本社被害社員が構内に歩いているとき、同じく加害社員が突然後頭部から首の間辺りを殴打したため、白内障を発症した。 その少し前にも被害社員が加害社員を前方から足で蹴っており、二人は半年前から口頭ケンカの争いがあったとのことである。	64	300 ~ 499
9	3~4	路上を徐行にて走行中、カラオケ店の前に立っていた男性が突然車両左後部ドアを 蹴り、乗務員が注意しようとしたところ、殴る蹴るの暴行を加え、骨折2ヶ所打撲 5ヶ所、右目瞼3針縫う大怪我を負ったものである。	68	100 ~ 299
9	14~ 15	車椅子の男性をご自宅まで輸送、降車後、自宅マンションの入口に階段があるので 手伝って欲しいとの要望があり、手伝ったところ車椅子を引き上げた時に、背骨を 圧迫骨折した模様。		100 ~ 299
10	4~5	営業車にて走行中、車の右側後部のドアを相手に蹴られたので、近くの防犯センターへ相手を連れて行こうとしたところ、相手に左顎を殴られて、受傷した。	46	300 ~ 499
10	22~ 23	被災当日は営業車両で出庫し、業務についた。 西口南側から乗せた男性客3名の内の1人に目的地への道順を何度も聞いたことで、いいがかりをつけられて、後部座席から首を絞められる暴行を受け負傷したものである。	70	50 ~ 99
11	15~ 16	実車走行中、徐行していた際、突然泥酔した歩行者がタクシーのドアを開け暴行を 受け負傷した。	57	50 ~ 99
12	0~1	空車でタクシーを走行中、歩道に居た男にジュースの様なものを車にかけられた。 車を停め、外に出たところ、男に顔面をなぐられ、その際に左膝を外側へひねって しまった。 男は逃走してしまい、面識はない。	53	100 ~ 299

		東口よりお客様を乗車し、目的地を告げられ、とりあえず発車した。 途中、詳し	
		く場所の確認をした所、言葉のやり取りで口論になり、埒があかず、交番に行こう	30
12	5~6	ということになり、また発車・乗車の場所に戻り、車から降りたとき、相手から― 55	~
		方的に暴力をふるわれた。 その後、交番の方が来て、当社乗務員は救急車にて搬	49
		送された。	

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html